

環境保全協定に基づく細目協定

美祿市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、環境保全協定第 16 条に基づき、必要な細目を定め、次のとおり協定を締結する。

（大気汚染対策）

第〇条 乙は、大気汚染防止対策として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）ばいじん対策

ばいじんの排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)	法規制濃度 (g/Nm ³)
				排出濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)		
別 表 1							

注 1. 排出濃度は、標準酸素濃度 (O_n) 換算値とする。ただし、実酸素濃度 (O_s) と記載した施設の排出濃度は実濃度とする。

注 2. ばいじんの排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

（２）硫黄酸化物対策

硫黄酸化物の排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		法規制排出量 (Nm ³ /h)
				排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	
別 表 2						

注 1. 排出濃度及び排出量は、燃料消費量及び燃料中の S 分 (%)、脱硫率及び排出ガス量から算出した値とする。

注 2. 硫黄酸化物の排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

注 3. 法規制排出量は、 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ より逆算した値 (K = 17.5)。

（３）窒素酸化物対策

窒素酸化物の排出濃度及び排出量は、煙突・煙道毎に次に掲げる協定値以下とする。

煙突 No. (実高 m)	煙道名 (処理施設名)	排出 施設名	排出ガス量 (Nm ³ /h)	協定値		O ₂ (%)		法規制濃度 (ppm)
				排出濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	O _s	O _n	
別 表 3								

注 1. 排出濃度は、標準酸素濃度 (O_n) 換算値とする。

注 2. 窒素酸化物の排出濃度及び排出量は、通常運転時の最大値とする。

(4) 調査と報告

乙は、排出ガス量、排出濃度及び排出量を、原則として次の基準により測定し、甲に報告するものとする。

排出ガス量 4万 Nm³/h 以上の施設：2 か月に 1 回以上
4万 Nm³/h 未満の施設：6 か月に 1 回以上

(粉じん防止対策)

第〇条 乙は、粉じん防止対策として、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 粉じん対策

別 表 4

(2) 集じん装置出口の粉じん濃度目標値を、次の値以下とする。

集じん装置	処理風量	粉じん濃度
バグフィルタ	18 万 Nm ³ /h 以上	0.04g/Nm ³
	6 万 Nm ³ /h 以上 18 万 Nm ³ /h 未満	0.06g/Nm ³
	1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満	0.08g/Nm ³

(3) 調査と報告

乙は、集じん装置出口の粉じん濃度及び排出量を、原則として次の基準に従って測定し、甲に報告するものとする。ただし、処理風量が 1.2 万 Nm³/h 以上 6 万 Nm³/h 未満の設備で、測定孔を設けることが甚だしく困難な場合を除く。

処理風量	測定回数
18 万 Nm ³ /h 以上	3 か月に 1 回以上
6 万 Nm ³ /h 以上 18 万 Nm ³ /h 未満	6 か月に 1 回以上
1.2 万 Nm ³ /h 以上 6 万 Nm ³ /h 未満	12 か月に 1 回以上

(騒音対策)

第〇条 乙は、騒音防止対策として、敷地境界線における測定定点を別図 1 のとおり定め、測定定点における騒音レベル（※鉦山騒音及び発破騒音の場合は、最寄民家の騒音レベル）を次に掲げる協定値以下とする。

測定定点 No.	協定値 [dB(A)]		法規制値 [dB(A)]	
	朝・昼・夕 (6~21 時)	夜(21~6 時)	朝・昼・夕 (6~21 時)	夜(21~6 時)
別 表 5				

注. 法規制値は第〇種区域に該当。

※鉦山騒音及び発破騒音については、該当する場合のみ記述する。

2 乙は、低周波空気振動についても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。

(振動対策)

第〇条 乙は、振動防止対策として、敷地境界線における測定定点を別図1のとおり定め、測定定点における振動レベル（※鉦山振動及び発破振動の場合は、最寄民家の振動レベル）を次に掲げる協定値以下とする。

測定定点 No.	協定値 (dB)		法規制値 (dB)	
	昼間(8~19時)	夜間(19~8時)	昼間(8~19時)	夜間(19~8時)
別表 6				

注. 法規制値は第〇種区域に該当。

※鉦山振動及び発破振動については、該当する場合のみ記述する。

(水質汚濁防止対策)

第〇条 乙は、水質汚濁防止対策として、排水口における排出水の水質を次のとおりとする。

排水口 No.	協定値			
	排出水量 (m ³ /日)	pH	各項目	
			日間平均値	最大値
別表 7				

注. 各種協定値は、目標値とする。

- 乙は、原則として排水口における排出水量を3か月に1回以上測定し、甲に報告するものとする。
- 乙は、汚水等が地下に浸透又は漏出を防止するための設備を設け、維持管理を徹底するものとする。

(悪臭防止対策)

第〇条 乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数（3点比較式臭袋法）を次に掲げる協定値以下にするものとする。

測定位置	協定値	指導基準値
敷地境界線	別表 8	

注. 指導基準値は、山口県悪臭防止対策指導要綱による指導基準値とし、〇地域に該当。

(協定の見直し)

第〇条 新增設・廃止等により協定事項に変更が生じた場合又は協定書を見直す必要が生じた場合等は、原則としてその都度再協定するものとする。

(その他)

第〇条 乙はこの協定書に定めのない事項についても、環境保全のため最大限の努力をするものとする。

- この協定書に定められた事項について、疑義又は改正の必要が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

3 この協定書に定めのない事項についても同様である。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 美祢市長 印

乙 企業代表者 印